

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7523)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	包装の適正化に関する指導・勧告・公表
関連する 他局の名称	—
概要	商品の内容を誇張し、廃棄物の量を増大させる等、必要以上の過大な包装をし、又は、包装の安全性を確保していない商品を提供している事業者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるように指導し、又は勧告することができる。 事業者がこれに従わないときは、事業者の名称等、必要な事項を公表する。
根拠となる要綱等	消費者保護条例 第10条、第11条、第12条、第32条（昭和51年4月1日条例第32号） (https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf) 消費者保護条例に基づく過大包装の基準（平成6年4月1日告示第288号） (https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/housouki.jun.pdf)
行政指導指針	商品の内容を誇張し、廃棄物の量を増大させる等、必要以上の過大な包装をし、又は、包装の安全性を確保していない商品を提供している事業者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるように指導し、又は勧告することができる。 事業者がこれに従わないときは、事業者の名称等、必要な事項を公表する。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf
備考	